

平成28年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号						
招集年月日	平成28年8月25日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成28年8月25日	午後2時6分	議 長	田口 好秋	
	閉 会	平成28年8月25日	午後3時1分	議 長	田口 好秋	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前 田 敏 美	○	10番	水 川 一 哉	○
	2番	末 藤 正 幸	○	11番	永 尾 光 次	○
	3番	川 原 千 秋	○	12番	山 田 恭 輔	○
	4番	藤 田 洋一郎	○	13番	西 原 好 文	○
	5番	松 尾 勝 利	○	14番	田 島 健 一	○
	6番	徳 村 博 紀	○	15番	白 武 悟	○
	7番	谷 口 太一郎	○	16番	岩 島 正 昭	○
	8番	田 口 好 秋	○	17番	坂 口 久 信	○
	9番	梶 原 睦 也	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小 松 政	○	消 防 長	土 井 稔 康	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	下 村 浩 信	×
	事 務 局 長	松 尾 和 久	○	消防次長兼予防課長	吉 岡 和 久	○
	会 計 管 理 者	中 野 博 之	○	消防本部総務課長	山 田 浩 則	○
	事務局次長兼総務課長兼 環境施設課長	中 島 剛	○	消防本部警防課長	池 田 真 二	○
	電子計算センター所長	池 田 吉 雄	○	消防本部通信指令課長	松 尾 弘 文	○
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	緒 方 俊 裕	○	監 査 委 員	西 川 平 七	○
介護保険事務所業務課長	山 田 久 美 子	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成28年 8 月25日 (木) 1 日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8 月25日 (木)	開会・開議 (午後 2 時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第15号議案～第23号議案) (質疑・討論・採決) 報告 (第 1 号、第 2 号) (質疑) 閉会

2. 議事日程について

議事日程（第1号）	
平成28年8月25日（木曜日） 午後2時 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第5	第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第6	第17号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第7	第18号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第8	第19号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第9	第20号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
	（質疑・討論・採決）
日程第10	第21号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
日程第11	第22号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
日程第12	第23号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任について
	（質疑・討論・採決）

日程第13	報告第1号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費精算報告書の報告について
	(質疑)
日程第14	報告第2号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
	(質疑)
閉 会	

午後 2 時 6 分 開会

○議長（田口好秋君）

本日、12番山田議員が遅刻であります。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年杵藤地区広域市町村圏組合 8 月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田口好秋君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員として、

3 番 川 原 千 秋 議員

7 番 谷 口 太一郎 議員

14 番 田 島 健 一 議員

の 3 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（田口好秋君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 8 月 25 日の 1 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は 8 月 25 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（田口好秋君）

次に、日程第 3. 議案の一括上程であります。

第15号議案から第23号議案までの9議案と報告2件を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆さんこんにちは。大変お疲れさまでございます。

本日ここに、平成28年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、本日の定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

今定例会に提案しております案件は、条例改正2件、決算認定3件、補正予算3件、人事案件1件及び報告2件の合計11件でございます。

第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、ごみ処理センターの技能労務職員がごみ処理業務に従事しなくなったことにより改正するものでございます。

第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例は、構成市町議会6月定例会において組合規約変更の協議をお願いし、その議決をもって佐賀県知事に許可申請をいたし、7月1日付で許可を受けたところでございますが、その規約変更に伴い改正するものでございます。

第17号議案から第19号議案までの平成27年度一般会計及び特別会計の決算認定については、後ほど会計管理者が概要を御説明いたします。

第20号議案から第22号議案までの平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算は、主に平成27年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金調整などを行うものでございます。

第23号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任については、現在、識見を有する監査委員として御苦労いただいている西川平七氏の任期満了に伴い、同氏を引き続き監査委員としてお願いいたしたく、杵藤地区広域市町村圏組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

報告第1号及び報告第2号は、平成27年度一般会計の継続費精算書及び繰越明許費繰越計算書について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 第15号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第4．第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第15号議案 杵藤地区広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の1ページ及び議案説明資料の1ページをお願いいたします。

改正理由は、杵藤クリーンセンターにおいては、平成27年12月末までごみの受け入れが終了しました。その後、平成28年3月末までで、受け入れごみの処理、粗大ごみ等の処理、また施設の清掃等を終えたところでございます。

このことにより、平成28年4月から職員はごみ処理業務に従事しなくなりましたので、ごみ処理センターに勤務する技能労務職員に対する特殊勤務手当を廃止するものです。

一部改正の内容ですが、議案説明資料の1ページの新旧対照表をごらんください。

第2条各号の特殊勤務手当のうち第5号を削り、第7条に規定する当該手当の支給方法についても削ります。それに伴い、第8条及び第9条をそれぞれ1条ずつ繰り上げます。

また、条文の整備として、第1条において引用している杵藤地区広域市町村圏組合職員給与条例に例規番号及び引用条文番号を加えるものです。

施行日を平成28年9月1日としています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

第15号議案の採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議がないものと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第16号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第5、第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書の2ページ、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

改正理由は、ふるさと市町村圏基金については、組合同約第5章、第14条において基金に属する財産の処分の制限が規定されていましたが、当該規約の変更手続としての構成市町の協議、そして佐賀県知事への規約変更の許可申請が完了し、平成28年7月1日付で佐賀県知事の許可を受けたところでございますので、ふるさと市町村圏基金を取り崩して今後の大型事業の財源に充てることができるようにするため、改正するものです。

一部改正の内容ですが、議案説明資料の2ページの新旧対照表をごらんください。

第2条に、「3 第5条の規定により処分したときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。」の1項を加えます。

次に、第5条を第6条として、第4条の次に「（処分）第5条 基金は、事業に資するために必要があると認められるときは、議会の議決を得て、その全部又は一部を処分することができる。」の1条を加えるものでございます。

施行日を交付の日からとしています。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

第16号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議ないものと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

〔白武監査委員、監査委員席へ移動〕

日程第6～第8 第17号議案～第19号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第6．第17号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、日程第7．第18号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、日程第8．第19号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（中野博之君）

それでは、第17号議案から第19号議案までの平成27年度一般会計及び特別会計の決算認定について、歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

まず最初に、第17号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

お手元の歳入歳出決算書をごらんください。

決算書1ページから歳入を記載しております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、調定額、収入済額ともに40億4,889万842円で、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出合計では、予算現額40億4,948万9,720円に対しまして、支出済額37億6,078万7,208円、翌年度繰越額4,846万1千円、不用額2億4,024万1,512円となり、全体の執行率は92.9%となっております。

次の7ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額2億8,810万3,634円となっております。

8ページから47ページまでは、事項別明細書となっております。

92ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、平成27年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額2億8,810万4千円から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額4,846万1千円を差し引いた2億3,964万3千円となっております。

続きまして、第18号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

決算書の48ページからでございますが、50ページ、51ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、収入済額168億4,174万163円、不納欠損額2,295万1,997円、収入未済額9,806万1,333円となっております。

不納欠損額は保険料と介護給付費返還金で、収入未済額は保険料であります。

54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出合計では、予算現額169億6,964万8千円に対しまして、支出済額162億3,783万3,783円で、不用額7億3,181万4,217円となっており、執行率は95.7%となっております。

以上により、55ページに記載しておりますとおり、歳入歳出差引残額は6億390万6,380円となっております。

56ページから83ページまでは、事項別明細書でございます。

93ページをお願いいたします。

平成27年度介護保険特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた6億390

万6千円となっております。

続きまして、第19号議案 平成27年度ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

歳入合計で、調定額、収入済額とも825万2,757円で、収入未済額はございません。

86ページ、87ページをごらんください。

歳出合計では、支出済額601万1,050円、不用額223万950円となり、歳入歳出差引残額は224万1,707円となっております。

88ページから91ページまでは、事項別明細書でございます。

94ページをお願いいたします。

平成27年度ふるさと市町村圏特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた224万2千円となっております。

95ページから財産に関する調書を、102ページには平成27年度の市町別負担金一覧表を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上、第17号議案から第19号議案までの平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

ただいま説明がありました決算認定3議案については、西川監査委員、白武監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告をお願いいたします。

○監査委員（西川平七君）

皆さんこんにちは。お疲れでございます。監査委員の西川でございます。

それでは、平成27年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元に平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、18ページにわたるものをお配りしております。これをごらんいただきたいと思っております。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして——この地方自治法第233条第2項と申しますと、「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければ

ならない。」ということで、この第233条第2項にうたってあるところでございます。

それによりまして、審査に付されました平成27年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月22日に、お隣の白武監査委員とともに審査を実施いたしました。

この審査意見につきましては、当然ながら白武監査委員と合議の上であることを申し添えておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類を照会いたし、また、関係職員に説明を求め、慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されておったところでございます。

また、財政の経営及び予算の執行状況も的確に執行されまして、財政運営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預金方法等についても、効果的で安全な運営がなされておったところでございます。

実質収支及び財産に関する調書につきましても、正確かつ適正に処理をされておったところでございます。

以上、審査の方法や結果を集約して、私、申し上げたところでございますが、詳細にわたりますには、お手元の決算審査意見書に申し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思うところでございます。

なお、恐れ入りますけど、意見書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思えます。

ここに、審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べさせてもらっております。

まず、10ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしました。この4部門というのは例年行っている部門ごとでございます。それぞれ所見を述べておりますが、この中で、特に3番目の衛生部門でございますが、構成市町のごみ処理量は、ごみ減量化対策の効果もあり、平成15年をピークに毎年減少しておりますが、平成23年度から増加傾向に転じ、平成26年度まで増加を続けておりますということで、昨年も御報告を申し上げたところでございます。平成27年度においては、前年度と比較し、ごみの総搬入量としては1万4,018トンの減となっておりますが、これは御案内のとおり、さが西部クリーンセンターの稼働開始により、平成27年12月末をもってごみ搬入を停止したことが大きな要因でございます。

今後は、ごみ処理施設の解体、あるいは整地に要する財源の確保や実施計画について、十分に検討を行うことを強く要望いたしたところでございます。

その下の、葬斎公園につきましては、施設の計画的な修繕など適切な管理運営に努められておりますが、今後は施設の経過年数を考慮した上で、将来的な葬斎公園のあり方について具体的な検討を行うことを要望しておるところでございます。

次に11ページ、介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、介護保険事業については、平成27年度からの第6期事業計画の初年度として運営をされております。保険料の現年度分の収納率については、前年度と比較いたしまして2.1%向上しております。滞納繰越分の不納欠損額については、前年度と比較しまして168万8,618円減少しておるところでございます。

保険料は、御案内のとおり、制度の健全な運営に欠かせない重要な財源であるところでございます。保険給付費は、人口の高齢化とともに、さらに増加していくことが予想されます。不納欠損処理につきましては、支払いを履行されている者との公平性を期するというを前提に、制度の周知と納付意識の啓発の徹底を図るとともに、一層の収納率向上と不納欠損額の減少に取り組まれるよう要望いたしたところでございます。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

基金10億円の活用につきましては、平成14年度から10年国債で運用され、計画的な各種事業への取り組みがなされてまいりました。しかしながら、平成24年6月に国債が満期を迎えたために、その後は金利環境の激変で、国債じゃなくて定期預金の利子で運用されておるところでございます。

今後は、基金利子の減少により一層厳しい財政事情となりますが、限られた財源を有効に活用していただき、圏域住民の活力につながるよう努められることを望むところでございます。

以上、審査に当たりまして、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べましたが、今日の厳しい財政状況の中で、効率的な行政運営を実現することが求められておるところでございます。

日本経済全体においては、景気回復の影響が見られる一方で、地方においてはいまだに税収が伸び悩み、構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても市町よりの負担金のあり方、長期財政計画、行財政改革大綱などのさまざまな角度から検討研究を行い、

より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図られるよう要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

それでは、これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑をされる場合は、最初に一般会計・特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

○9番（梶原睦也君）

第18号議案の介護保険特別会計についてお伺いしたいと思います。

決算書の57ページ、介護保険の保険料の不納欠損が1,759万円出ております。収入未済額が9,800万円程度ありますけれども、この不納欠損に落とすというのが、勉強会のおきにお話がちょっとだけあったんですけれども、2年間滞納したら落とすということで、これはもう単純に2年間滞納があった段階でこの不納欠損にどんどん落としていくのか、そこら辺の部分と、この残りの9,800万円をどういうふうな形で徴収されようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

お答えをいたします。

先ほどの御質問でございますけれども、まず1点目の不納欠損についてでございます。

不納欠損につきましては、2年間1円もというか、当然こちらからもお支払いについてお願いに行っているわけですが、それでも全く2年間お支払いをいただけないということになりますと、これは消滅時効というものが成立をいたします。時効が成立ということは、その時点でもう既に徴収ができないということでございます。

それと、その消滅時効が発生をしないために、お願いをしながら、幾ばくかなりともお支払いをしていただくような形で、今まで時効の延長を図ってきたところでございます。それでも対応できなかった部分が、不納欠損として時効が成立をしておるところでございます。

それと、もう1点の御質問でございます。収入未済で上がっております分でございますけれども、こちらにつきましても、先ほどの答弁と若干かぶるところがあるかもわかりませんが、介護保険が始まりまして相当たっておりますけれども、うちのほうが持っており

ます滞納繰越分というのが、以前の分も当然抱えているわけでございまして、若干ずつでもお支払いをしていただいているような状況でございます。その部分も含み込みましての収入未済というところでございまして、この収入未済につきましては、事務所としても前年度よりもさらに収納に対して、徴収に対して努力をいたしながら、解消に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、恐らく普通徴収の方の分の滞納が——特別徴収は取るわけですので、その分だと思うんですけれども、先ほど不納欠損で落とした2年未払の方、この方の今後はどうなるか。もちろん公平性という部分で、皆さん払っていくのが当然というのを前提にちょっと質問したいんですけれども、未払いで不納欠損で落とされた方が今後どうなるかという部分と、今滞納しながらも何とか頑張って払っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった方に対する対応で、うちの市の場合は、保険証として短期保険証を発行したりとか、そういう対応もあるんですけれども、介護保険事業についてはそういった対応をされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

お答えをいたします。

先ほどおっしゃられたのは、例えば、国民健康保険なんかでも、滞納をされた場合には一時的に保険証を発行してサービスを受けられるということであろうと思いますけれども、介護保険法上は、サービスの提供をとめることができるというふうに規定はございますけれども、うちのほうの現在の介護保険の条例上では、そこら辺の規定を明確に設けてございませんので、それについては現状では給付の制限というのはかけていないというふうな状況でございます。

ただし、今後につきましては、今、担当のほうとも打ち合わせをしておりますけれども、介護保険の制度にのっとって、そこまで考えるようなことで、今、検討を重ねておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、以上で質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

以上で討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第17号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議ないものと認めます。よって、第17号議案は原案どおり認定いたしました。

次に、第18号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案どおり認定いたしました。

次に、第19号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案どおり認定いたしました。

しばらくお待ちください。

〔白武監査委員、議員席へ移動〕

日程第9～第11 第20号議案～第22号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第9. 第20号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、日程第10. 第21号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第11. 第22号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第20号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,068万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億598万3千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず、歳入です。1款、分担金及び負担金では、市町負担金の補正をいたしております。負担金の補正は、基本的に平成27年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から今回の歳入歳出補正に係る所要額を差し引いた額を減額いたしております。

ただ、7目の消防費負担金につきましては、消防費に係る前年度繰越金との調整による補正ではなく、説明欄に記載している内容による補正をいたしております。

説明欄に記載の、地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防費基準財政需要額をベースに算出している消防費負担金で、平成28年度の算定に用います補正係数が見直されたこと、また、この算定に用います市町人口について、平成27年度実施の国勢調査速報値に見直されたことにより増額となるものでございます。その他の2つの項目も、額の確定に伴い補正をするものでございます。

以上、市町負担金の補正内容ですが、参考資料といたしまして、補正後の市町ごとの負担金について(7)ページ、(8)ページに記載しておりますので、御参照いただければというふうに思います。

次、(3)ページにお戻りください。

3款、国庫支出金では、障害者総合支援事業費補助金については平成28年度から一般財源化となり、地方交付税扱いになったことに伴いまして、93万円全額を減額するものです。

なお、その交付税措置分は、1款、分担金及び負担金で受け入れることとなります。

(4)ページをお開きください。

5 款. 財産収入では、基金利子について利率の確定に伴い補正をするものです。

7 款. 繰越金では、平成27年度歳入歳出決算に伴う剰余金について補正するものでございます。

なお、これも参考資料といたしまして、(9)ページに負担金区分ごとの繰越金明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、8 款. 諸収入、2 項 2 目. 消防費雑入では、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴う補正をいたしております。

次に、歳出について申し上げます。

(5)ページをお願いいたします。

今回の補正での主な補正につきまして申し上げます。

4 款. 衛生費、1 項 1 目. ごみ処理センター費については、平成27年度決算剰余金6,560万9千円のうち、くず鉄売り払い金相当額776万1千円を財政調整基金に充てて、残る5,784万8千円を市町へ返還するものです。

5 款. 消防費の1 項 1 目の常備消防費です。25 節. 積立金では、27年度の消防費決算剰余金1億4,099万1千円のうちから、将来の財政需要に備えて6,327万7千円を財政調整基金に積み立て、さらに2 目の消防施設費では、1 億180万円を消防施設整備基金に利子積み立てと合わせて積み立てるものでございます。

(6)ページをお願いいたします。

6 款. 公債費では、消防施設整備事業債の確定による補正をいたしております。

7 款. 予備費では、ごみ処理施設建設費負担金、平成27年度決算剰余金1万1千円を補正いたしております。

なお、参考資料といたしまして、(10)ページに予備費の明細書を掲載しております。

以上、第20号議案 平成28年度一般会計補正予算（第2回）について御説明いたしました。

引き続きまして、第22号議案 平成28年度ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1 ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708万2千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、3 ページの次のページからになります補正予算説明書で

御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

1 款の財産収入の補正は、ふるさと市町村圏基金利子の確定に伴うものでございます。

2 款．繰入金では、1 款の財産収入及び3 款の繰越金の補正に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

3 款．繰越金では、平成27年度決算に伴う剰余金について補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

(4)ページをお開きください。

(4)ページの1 款1 項1 目のふるさと市町村圏事業費では、19節．負担金補助及び交付金で市町イベント助成金及び啓発事業交付金の補正をいたしております。

平成27年度に各市町へ配分した助成金及び交付金のうち、27年度に活用されずに未執行額として今年度に繰り越された金額をそれぞれ関係する市町に再配分するものでございます。

以上、第22号議案 平成28年度ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明いたしました。

引き続き、第21号議案につきましては介護保険事務所長より説明いたします。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

第21号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の1 ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6 億2,475 万2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,774万6 千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により御説明をいたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

2 款の分担金及び負担金、そして、4 款の国庫支出金のうち区分1 の現年度分地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に係る分、そして、6 款の県支出金、そして、(4)ページをお開きください。(4)ページ、8 款の繰入金につきましては、新規事業である認知

症施策推進事業に係る補正でございます。この負担割合につきましては、既定の負担割合による補正ということになってございます。

次、(3)ページのほうにお戻りください。

4款の国庫支出金の2項3目、区分2の過年度分地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございますけれども、当該事業の平成27年度分の精算による不足分の追加交付金でございます。

(4)ページをお開きください。

7款の財産収入ですが、財政調整基金の利子でございます。

それから、9款の繰越金でございますけれども、平成27年度事業の決算による剰余金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

(5)ページをお開きください。

4款の地域支援事業費ですが、認知症施策推進事業に係る委託料でございます。財源につきましては、先ほど歳入の際、申し上げたとおりでございます。

続きまして、5款の基金積立金ですけれども、前年度決算剰余金から国庫支出金等返還金を差し引いた残額及び前年度精算による追加交付金、そして、財政調整基金利子積立金を財源といたしまして、介護保険財政調整基金として積み立てるものでございます。

7款の諸支出金、1項2目の償還金でございますが、平成27年度事業の精算に伴う国、県、支払基金、構成市町への返還金でございます。

以上で第21号議案 平成28年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明を終わらせていただきます。

御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田口好秋君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑をされる場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第20号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は原案どおり可決されました。

次に、第21号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第21号議案は原案どおり可決されました。

次に、第22号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第22号議案は原案どおり可決されました。

しばらくお待ちください。

〔西川監査委員、退場〕

日程第12 第23号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第12. 第23号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第23号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

現在、当組合の識見の監査委員をお願いしております西川平七氏の任期が、本年8月28日をもって満了となります。

これに伴い、次期識見監査委員として引き続き西川氏にお願いいたしたく、杵藤地区広域市町村圏組合規約第10条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、西川氏の経歴につきましては、議案説明資料の16ページに掲載いたしております。

以上、第23号議案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これより質疑を求めるところですが、人事案件ですので、この際、質疑、討論を省略し、第23号議案の採決に入ります。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第23号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

〔西川監査委員、入場〕

○議長（田口好秋君）

それでは、ここで監査委員に選任されました西川平七氏に挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

○監査委員（西川平七君）

ただいま監査委員に再任いただきました西川でございます。老体にむち打ちまして職責を全うしたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

日程第13 報告第1号

○議長（田口好秋君）

次に、日程第13. 報告第1号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費精算報告書の報告について執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

報告第1号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費精算報告書の報告について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一

一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成25年度に継続費として議決いただきました1事業につきまして、平成27年度をもって事業が完了しましたので、法令の規定に基づき精算報告を行ったものでございます。

5ページをごらんください。

5款1項の消防救急デジタル無線等整備事業は、継続費の総額が7億9,302万3千円、実施支出済額は6億8,933万8,080円。比較しますと、年割額と支出済額との差は1億368万4,920円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（田口好秋君）

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑を終わります。

日程第14 報告第2号

○議長（田口好秋君）

次に、日程第14. 報告第2号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について執行部の報告を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

報告第2号 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

今回の報告は、平成27年度に繰越明許費として議決いただきました事業につきまして、平成27年度中に執行できなかった事業費を、法令の規定に基づき翌年度へ繰り越しを行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

5款1項2目. 消防施設費において、消防本部・武雄消防署統合庁舎用地購入費は、平成

27年度の予算額1億3,602万8千円のうち4,696万1千円を、同じく消防施設費の消防本部・武雄消防署統合庁舎用地看板移設補償費、予算額150万円を、それぞれ平成28年度に繰り越しするものでございます。

なお、繰り越し後におきまして、消防本部・武雄消防署統合庁舎用地につきましては、8月19日までで予定しておりました用地について取得できましたことを、あわせて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（田口好秋君）

ただいまの報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして8月定例会を閉会といたします。皆さん大変お疲れさまでございました。

午後3時1分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 田 口 好 秋

3 番議員 川 原 千 秋

7 番議員 谷 口 太一郎

14番議員 田 島 健 一